

平成27年度
文部科学白書
(概要)

平成28年7月

文 部 科 学 省

第1部 特集1 スポーツ庁の創設とスポーツ政策の推進

平成27年10月にスポーツ庁が設置されたことを踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、国際交流・協力の拡充、地域・経済活性化等のスポーツ政策の展開に加え、今後開催されるラグビーワールドカップ2019に向けた取組、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組などについて記述。

第1節 スポーツ庁が重点的に取り組む施策

平成27年10月1日、文部科学省の外局としてスポーツ庁発足

スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の実現に向け、スポーツに関する施策を総合的に推進。

スポーツ庁が重点的に取り組む施策

◇スポーツを通じた健康増進

運動・スポーツにより健康で活気に満ちた長寿社会を実現。

⇒国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備を推進。

◇我が国の国際競技力の向上

国際競技大会における日本代表選手の活躍は、誇りと喜び、夢と感動を与える。

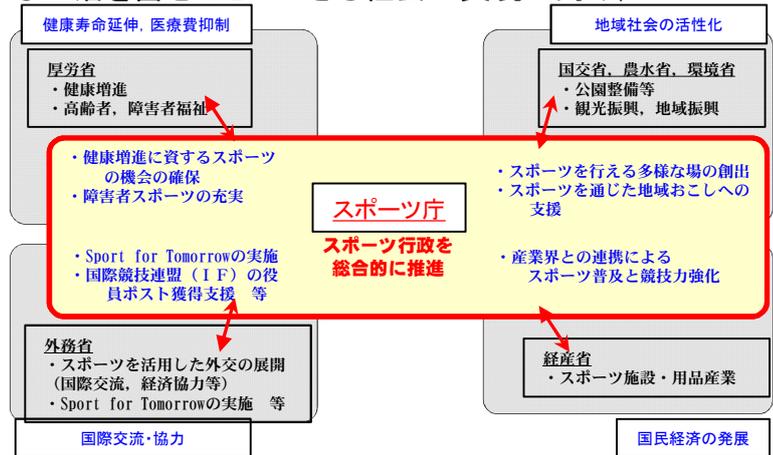
⇒特に2020年東京大会に向け、JOC、JPC、各競技団体等を支援。

◇スポーツを通じた国際交流・協力

- ・Sport for Tomorrow: 100か国、1,000万人以上を対象に、スポーツを通じた国際交流・協力等
- ・国際競技団体等における役員ポストの獲得支援。
- ・ドーピング防止活動の推進 等

◇スポーツを通じた地域・経済活性化

- ・スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツに還元する好循環を構築。
- ・スポーツの成長産業化に向け、施設の収益性向上、他産業との連携、スポーツ経営人材育成等を推進。
- ・スポーツツーリズムの推進やイベントの開催、大会・キャンプの誘致等により、地域を活性化。



第2節 ラグビーワールドカップ2019に向けた取組

大会準備のための取組

- 2019(平成31)年には、アジア地域で初となるラグビーワールドカップを日本で開催。
 - 平成27年3月には、日本国内の開催都市12か所が決定。
 - 同年5月には(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会に対する支援措置を定める「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」が成立。
- ⇒今後、国や開催都市、(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会、(公財)日本ラグビーフットボール協会等が連携し、大会成功に向け取り組む。

ラグビーの普及に向けた取組

- 「タグラグビー(ラグビーからタックルなどの接触プレーをなくしたボールゲーム)」を活用し、小学生等ジュニア期をはじめ幅広い層への普及。
- タグラグビー指導者の養成。
- 中学生年代の競技者拡大のため、「放課後ラグビー教室」を実施。



ラグビーワールドカップ2015

第3節 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月閣議決定)

基本的な考え方

- ・ 国民総参加による「夢と希望を分かち合う大会」の実現
- ・ 次世代に誇れる遺産(レガシー)の創出と世界への
- ・ 政府と一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進
- ・ 明確なガバナンスの確立と施策の効率的・効果的な実行

⇒基本方針に基づき、大会を成功に導くとともに大会を通じて新しい日本を創造。

ホストタウンの推進

- 2020年大会により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体「ホストタウン」を全国に広げる取組を推進。
- 平成26年1月26日 第一次登録団体 44組を公表。
- 文部科学省では、
 - オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大に向けた取組や地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築
 - 日本遺産等、我が国の文化の魅力を国内外に積極的に発信する文化プログラム等を推進。

新国立競技場の整備

- 「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成27年8月に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、事業主体であるJSCにおいて、整備事業の事業者(優先交渉権者)を大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体に選定。28年1月から設計・施工を一貫して行う整備事業を開始し、31年11月に完成予定。
- 整備に係る財政負担については、同関係閣僚会議において、「国の負担」、「スポーツ振興くじの特定金額」、「東京都の負担」を財源とし、それぞれ2:1:1の割合で負担するスキームを決定。
また、これを実現するためのJSC法等の一部を改正する法律案が平成28年5月2日に成立。



南東より鳥瞰イメージ(競技大会後30年の姿)
Copyright(C)大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV

文化プログラムの推進

- オリンピックは、「スポーツと文化の祭典」であり、オリンピック憲章では、スポーツと文化、教育の融合が挙げられている。
 - 2020年東京大会に向け、日本全国で長期かつ大規模な文化事業が期待される。
- ⇒ オリンピックを契機に、全国津々浦々で「文化カプロジェクト(仮称)」を展開し、社会総掛かりで全国的に文化芸術振興に向けた機運を高め、「文化芸術立国」を実現。
- ⇒ キックオフイベントとして、平成28年10月に、京都及び東京で「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」を開催。2020年に向けて、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信し、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを国際的に高める。

特集2 教育再生の着実な実施

教育再生を着実に実現していくために現在進められている様々な取組について紹介。新しい時代を見据えた高大接続改革に加え、教員の資質能力の向上、チーム学校や学校と地域の連携・協働に関する中央教育審議会の諸答申を中心に進捗状況を記述。

第1節 教育政策をめぐる動き

中央教育審議会

- 平成27年度においては、以下の三つの答申を提出。
 - ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月21日)
 - ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成27年12月21日)
 - ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(平成27年12月21日)
- 「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」(平成28年5月30日)
- このほか、次期学習指導要領の在り方等について審議。
- 「第3期教育振興基本計画の策定について」、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」を諮問(平成28年4月18日)。

教育再生実行会議

- 「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について(第七次提言)」(平成27年5月14日)
- 「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について(第八次提言)」(平成27年7月8日)
- 「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)」(平成28年5月20日)

第2節 高大接続システム改革

改革の背景と経緯

- 新たな時代に向け、教育においては学力の3要素を個々の生徒・学生が身に付け、主体的に人生を切り開いていく力を育てることが課題。
- 教育再生実行会議
「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(第四次提言)(平成25年10月)
-高等学校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学者選抜の一体的な改革を提言。
- 中央教育審議会
教育再生実行会議の提言も踏まえ、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や希望を芽吹かせ、未来に花開かせるために～(答申)」(平成26年12月)
-高等学校教育における「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入、大学教育における「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(三つの方針)の一体的な策定、大学入学者選抜における「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入等を提言。
↓
- 文部科学省では「高大接続改革実行プラン」を策定(平成27年1月)。
↓
- 改革の更なる具体化を図るため、「高大接続システム改革会議」にて専門的見地から検討し、「最終報告」を取りまとめ(平成28年3月)。

「最終報告」の概要と取り組むべき内容

高等学校教育改革

- ① 教育課程の見直し ② 学習・指導方法の改善, 教員の指導力の向上 ③ 多面的な評価の充実
- ④ 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の導入

大学教育改革

- ① 「三つの方針」に基づく大学教育の実現 ② 認証評価制度の改善

大学入学者選抜改革

- ① 個別大学における入学者選抜改革 ② 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

平成28年度から「高大接続改革推進事業」等を実施。引き続き関係者の意見を聞きながら、高大接続改革を推進。

第3節 「次世代の学校・地域」創生プランの策定

- 中央教育審議会の三つの答申(平成27年12月21日)を受けて -

学校と地域の連携・協働の推進

- 社会や教育環境が変化する中、学校と地域住民や保護者等が力を合わせ、総掛かりで子供たちの学びや育ちを支援する体制の実現が急務。
 - 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(平成27年12月21日)
 - コミュニティ・スクールの推進
 - 地域学校協働活動の推進
- 地域とともにある学校へ
学校を核とした地域づくり

チーム学校の実現に向けて

- 子供を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、我が国の学校は教員以外の職員割合が低く、教員は様々な業務で多忙。
- 学校の課題に対応し、教員が子供と向き合う時間を十分に確保するため、教職員が様々な専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして教育活動に取り組む指導體制の整備が必要。
- 中央教育審議会「チーム学校」答申(平成27年12月21日)
 - チーム学校の実現に向け、① 専門性に基づくチーム体制の構築 ② 学校のマネジメント機能強化 ③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教員の資質能力の向上についての取組

- 教育の直接の担い手である教員の資質能力の向上は我が国の最重要課題。
- 中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)」(平成27年12月21日)
 - 教員養成・採用・研修の一体改革(「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援)
 - キャリアシステム構築のための体制整備(「教員育成協議会(仮称)」の設置、教員育成指標の整備等)

三つの答申を受けて「次世代の学校・地域」創生プランの策定

- 一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要であるとの考えの下、三つの答申内容を具体化するため、文部科学省は「次世代の学校・地域」創生プランを策定(平成28年1月25日)。
- 学校・地域それぞれの視点から「次世代の学校・地域」が一体となった体系的な取組を進める。
 - 学校・・・「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導體制の質・量両面での充実、
「地域とともにある学校」への転換(学校教育を担う教員の資質能力の向上)
 - 地域・・・次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂
 - 平成28～32年度(5年間)を対象として、取り組むべき具体的な取組施策と改革工程表を明示

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

文教・科学技術施策の年次報告として、主な内容を分野ごとに記述

第1章 教育政策の総合的推進

第1節 第2期教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

第2節 教育施策の総合的推進のための調査研究

第2章 東日本大震災からの復旧・復興の進展

第1節 創造的復興を実現する人材の育成

第2節 絆づくりと活力あるコミュニティ形成

第3節 学びのセーフティネット

第4節 震災後の社会を生き抜く力の養成

第5節 原子力発電所事故への対応

第3章 生涯学習社会の実現

第1節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

第3節 社会教育の振興と社会全体で子供を育む環境づくり

第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

第4章 初等中等教育の充実

第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

第2節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進

第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実

第4節 キャリア教育・職業教育の推進

第5節 新しい時代にふさわしい教育制度の柔軟化の推進

第6節 高等学校教育改革の推進

第7節 教科書の充実

第8節 いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応

第9節 道徳教育の充実

第10節 人権教育の推進

第11節 子供の健康と安全

第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

第13節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

第14節 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

第15節 地方教育行政の在り方と地域と共にある学校づくり

第16節 少子化に対応した活力ある学校づくりの推進

第17節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

第5章 高等教育の充実

第1節 高等教育施策の動向

第2節 高等教育の更なる発展に向けて

第3節 グローバル人材育成と大学の国際化

第4節 専門人材の育成

第5節 学生に対する経済的支援の充実と社会的・職業的自立に対する支援

第6章 私立学校の振興

第1節 私立学校に対する助成

第2節 私立学校振興方策の充実

第7章 科学技術・学術政策の総合的推進

第1節 科学技術・学術政策の展開

第2節 学術の振興

第3節 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現

第4節 我が国が直面する重要課題への対応

第5節 基礎研究及び人材育成の強化

第6節 社会と共に創り進める政策の展開

第8章 スポーツ立国の実現

- 第1節 「スポーツ基本計画」の推進とスポーツ振興財源
- 第2節 スポーツを通じた健康増進
- 第3節 子供のスポーツ機会の充実
- 第4節 障害者スポーツの振興
- 第5節 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等
- 第6節 スポーツを通じた国際交流・協力
- 第7節 スポーツを通じた地域活性化
- 第8節 スポーツ団体・スポーツビジネスの基盤強化

第9章 文化芸術立国の実現

- 第1節 文化芸術政策の総合的推進
- 第2節 文化芸術創造活動の推進
- 第3節 映画・メディア芸術の振興
- 第4節 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興
- 第5節 文化財の保存と活用
- 第6節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興
- 第7節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組
- 第8節 社会の変化に対応した国語施策の推進
- 第9節 外国人に対する日本語教育施策の推進
- 第10節 新しい時代に対応した著作権施策の展開
- 第11節 宗教法人制度と宗務行政
- 第12節 アイス文化の振興

第10章 国際交流・協力の充実

- 第1節 教育・スポーツ・文化分野における国際交流・協力
- 第2節 科学技術外交の推進
- 第3節 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)事業への参加・協力

第11章 ICTの活用の推進

- 第1節 教育の情報化
- 第2節 映像作品やICTを活用した教材の普及・奨励
- 第3節 ICTを活用した情報発信

第12章 安全で質の高い学校施設の整備

- 第1節 安全・安心な学校施設の整備
- 第2節 快適で豊かな施設環境の構築
- 第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

第13章 防災・減災対策の充実

- 第1節 防災・減災対策の充実

第14章 行政改革・政策評価等の推進

- 第1節 行政改革等の推進
- 第2節 政策評価の実施
- 第3節 独立行政法人の評価

追部

平成28年熊本地震への文部科学省の対応について

熊本地震による文部科学省関係の被害状況、及び文部科学省の主な対応を記述